

毎年6月1日における状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうか確認するためのものです。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

### 現況届に必要な添付書類

- ① 年金加入証明書または健康保険被保険者証の写し（請求者が被用者である場合）
- ② 前住所地の市区町村長が発行する児童手当所得証明書（平成21年1月1日時点で住民票が鬼北町になかった場合）
- ③ この他、必要に応じて提出する書類があります。

### 届出の内容が変わったとき

- ① 他の市区町村に住所が変わるとき  
前の市区町村へ↓**受給事由証明書**  
新しい市区町村へ↓**認定請求書**
- ※ 転出後の市区町村での手続きに、前住所地の市区町村長が発行する児童手当所得証明が必要となりますので、転出の際にご準備ください。
- ② 児童手当等の額が増額される  
とき↓**額改定請求書**  
出生などにより支給対象となる児童が増えたときです。

この場合、額改定認定請求をした日の属する月の翌月分から児童手当等の額が増額されますので、手続きが遅れないようにご注意ください。

- ③ 児童手当等の額が減額される  
とき↓**額改定届**  
年齢要件などにより支給対象となる児童が減ったときです。

- ④ 児童手当の支給が終わるとき  
↓**受給事由消滅届**  
年齢要件などにより支給対象となる児童がいなくなったときです。

- ⑤ 特例給付（法附則第6条給付または法附則第8条給付）を受給する方が退職したとき↓**受給事由消滅届**  
特例給付の受給者が退職して被用者（サラリーマン等）でなくなった場合には、所得制限により手当が受けられなくなり、受給事由消滅届を提出してください。（会社を退職して厚生年金の資格がなくなった場合です）

- ⑥ 受給者の方が公務員になったとき  
市区町村へ↓**受給事由消滅届**  
勤務先↓**認定請求書**

- ⑦ 受給者の方が同じ市区町村の中で住所が変わったときまた

は養育している児童の住所が変わったとき↓**住所変更届**  
⑧ 受給者の方または養育している児童の名前が変わったとき  
↓**住所変更届**

### 児童扶養手当制度、特別児童扶養手当制度について

町民課 内線217

#### 【児童扶養手当】

父と生計をともにしていない児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願い、一日も早い家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給される手当です。

#### 手当の額

対象児童（18歳に達する日以後、最初の3月31日までの者）が1人の場合の手当額は次のとおりです。

- ・ 全部支給 41,720円
- ・ 一部支給 9,850円

児童が2人の場合は、右記金額に5千円の加算、3人以上はさらに3千円ずつ加算されます。一部支給額は所得に応じて10円引きの額となります。

#### 現在手当を受けている方の届出

現況届 毎年8月1日から8月31日までの間に提出します。な

お、2年間提出しないと受給資格がなくなります。

**額改定届・請求** 対象児童が増減があったときに提出します。受給資格喪失届 受給資格がなくなったときに提出します。

**氏名・住所・金融機関・印鑑変更届**

氏名が変わったとき、転居されたとき、支払金融機関を変更したときなどに提出します。

#### 【特別児童扶養手当】

20歳未満で、身体または精神に障害をもつ児童を監護している父母、または父母にかわってその児童を養育している方に対して、その生活の向上と福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

#### 手当が支給されない場合

- ① 児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

- ② 児童が、社会福祉施設等（保育所、通園施設を除く）に入所しているとき

#### 手当の額

対象児童の数と等級によって支給されます。（いずれも児童1人当たり）

- ・ 1級（重度障害児） 月額50,750円